番号	所管府省庁		措置の具体的内容	措置の根 拠	措置等の日付	文書名等	PDFデータ 所在No.
201	環境省	公害健康被害補償法等に係る公 費負担医療等の取扱い	被災者が医療機関等において公害医療手帳等を提出できない場合においても、公害健康被害補償法等に基づく公費負担医療等を 受けられる旨を周知するもの	事務連絡	平成23年3月14日	東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等 に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に 関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」 等に係る公費負担医療等の取扱いについて	201 (201の01、201の 02)
202		環境省所管法令等における主な 災害時の特例規定	公害健康被害補償法、石綿健康被害救済法、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、動物愛護管理法、 悪臭防止法及び公害防止事業費事業者負担法の関係法令におけ る災害時の特例規定を周知。		平成23年3月18日	環境省サイト「環境省所管法令等における主な災害時の特例規定 の例」	202
203	環境省	損壊家屋等の撤去等に関する指 針	倒壊家屋等の撤去等に緊急に対処するため、私有地の立ち入り等 について指針を示したもの	通知	平成23年3月25日	東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する 指針	203
204	環境省	一般廃棄物を産業廃棄物処理施 設において処理する際の届出期 間に関する例外規定の創設	産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる届出について、本来30日前までに届け出ることとされているところ、都道府県知事が30日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合(大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等)の例外規定を設けるもの	省令	平成23年3月31日 (公布·施行)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	204
205	環境省	環境影響評価法第52条第2項によ り適用除外の対象となる発電設 備設置等の事業の実施	今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設 備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環 境影響評価法の適用除外となることを確認。	事務連絡	平成23年4月4日	「環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について」	205
206	環境省	緊急のため海洋投入処分を認め る廃棄物等の指定	廃棄物の海洋投入処分に当たり、海洋汚染防止法に基づく通常の 許可手続きでは数ヶ月の期間が必要となるため、宮城県における 緊急的な海洋投入処分を認める廃棄物の排出(廃棄物、排出海 域、排出基準)を定めるもの。(平成23年7月をもって海洋投入処 分を終了)	告示	平成23年4月7日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第 六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海 域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準(平成23年4月7 日環境省告示第44号)	206
207		コンクリートくず等の災害廃棄物 を安定型産業廃棄物最終処分場 において処理する場合の手続の 簡素化について	災害廃棄物(一般廃棄物)を安定型産業廃棄物最終処分場において処理する場合、通常は、都道府県知事の許可が必要であるところ、今般の震災により大量に発生したコンクリート(ず等の災害廃棄物を、より迅速かつ円滑に処理すべく、手続を簡素化し、届出で足りることとしたもの。	省令	平成23年5月9日	東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に 関する省令	207
208	環境省	平成23年夏期の電力需給対策としての非常用施設及び常用施設 の取扱い	電気事業法第27条に基づき電気の使用の制限が求められる大口需要家が、電力需給の状況や気象条件等を勘案した上で必要最小限の時間及び日に限って、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を使用する場合には、これらを非常用施設とみなす(平成23年夏期に限る措置のため終了。)	通達	平成23年5月20日	平成23年夏期の電力需給対策としての非常用施設及び常用施設の取扱いについて	208
209	環境省	緊急のため海洋投入処分を認め る廃棄物等の指定	廃棄物の海洋投入処分に当たり、海洋汚染防止法に基づ<通常の 許可手続きでは数ヶ月の期間が必要となるため、岩手県における 緊急的な海洋投入処分を認める廃棄物の排出(廃棄物、排出海 域、排出基準)を定めるもの。(平成23年7月をもって海洋投入処 分を終了)	告示	平成23年6月17日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第 六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海 域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準(平成23年6月17 日環境省告示第48号)	209
210		廃棄物処理法に基づく定期検査 の受検期日の延長	警戒区域及び計画的避難区域等の立入りが困難な地域内の廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に基づく定期検査の受検期日を、平成28年3月31日又は施設に立ち入ることが困難な事由が消滅した日以後3年を経過した日のいずれか遅い日まで延長する。	省令	平成24年3月29日	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する左規検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令(平成23年3月29日環境省令第6号)	210
211		被災市町村が災害廃棄物処理を 委託する場合における処理の再 委託の特例措置	災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚 大な被害を受けた市町村が災害廃棄物の処理を委託する場合に は、平成26年3月31日までの間に限り、一定の基準の下で、受託者 が処理を再委託することができることとする特例措置を設け、市 町村の事務負担の軽減を図る。		平成23年7月8日 (公布·施行)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する 政令(平成二三年政令第二百十五号)廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二三年環境省 令第十五号)	211
212		被災地域等の防衛省職員採用試 験受験希望者の方で受験に関し 特段の支障がある方の特例	通常の方法による申込等に特段の支障が生じている受験希望者に対する申込受付方法の変更及び申込受付期間の延長(平成23年4月18日(月)20:00をもって措置終了)	事務連絡	平成23年3月30日	東北地方太平洋沖地震の被災地域等の防衛省職員採用試験受験希望者で受験に関し特段の支障がある場合の特例について (通知)	212
213		被災地域等の国家公務員採用試 験受験希望者の受験に関する特 例	被災地域等の受験申込者については、申込方法や申込期間の特例のほか、 1種試験の第1次試験を受験できないことがやむを得ないと特に認められる者については、第2次試験(筆記試験)の前日に第1次試験を再実施する。【措置終了】	則に基づ	平成23年3月25日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被災地域等の受験希望者の方で受験に関し特段の支障がある方の特例(別途平成23年4月6日に官報公告)	213